

⑤

特別職の報酬等の額について

(答 申)

平成 29 年 12 月 6 日

羽村市特別職報酬等審議会

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 29 年 9 月 1 日付、羽企職発第 7469 号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので、別紙のとおり答申します。

平成 29 年 12 月 6 日

羽村市長 並 木 心 様

羽村市特別職報酬等審議会

会 長 加瀬 哲夫

職務代理 栢山 尚子

委 員 笠島 弘睦

櫻沢 康

清水 弘美

鈴木 一弘

染谷 洋児

田島 千絵

内藤 智浩

和田 豊

（五十音順）

1 はじめに

本審議会は、羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日、羽村市長から市長、副市長及び教育長の給料の額、議会の議員の議員報酬の額、期末手当の支給月数及び政務活動費の額について諮問を受けた。

前回の答申から一定期間が経過したことから、現行の報酬の額等が適正かどうか検討するよう諮問されたものであり、多角的かつ、公平で中立的な立場から活発に議論し、審議を行った。

2 審議経過

本審議会は、諮問された事項について、これまで 4 回にわたり審議を行った。

諮問事項を検討するにあたっては、現下の社会・経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、都内 26 市における報酬等の比較及び近年の改定状況、特別職としての職責や活動状況、加えて一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、適正な報酬等の水準を判断することとした。

審議にあたっては、諮問内容を市長、副市長及び教育長並びに議員（以下、「特別職」という。）の給料及び報酬の額、期末手当の支給月数、政務活動費の額の 3 つに区分し、審議を行った。

(1) 特別職の報酬及び給料の額について

①市長、副市長及び教育長の給料の額について

内閣府は、11 月 8 日に発表した 9 月の景気動向指数の基調判断を 11 月連続で最も強気の「改善を示している」としている。また、11 月 9 日に発表した 10 月の景気ウォッチャー調査（街角景気）によると、景気実感を示す現状判断指数は 52.2 と前月より 0.9 ポイント上昇し、2014 年 3 月以来の高い水準となっていることなどからも、我が国の景気は緩やかながらも継続的に回復基調にあることが確認できる。

本市の財政運営に目を向けると、平成 28 年度決算において、歳入の根幹をなす市税収入は、円高基調による輸出関連企業の収益の悪化や、税制改正に伴う法人税割の一部国税化などが要因となり、市民税法人分の税収が減少したことにより、市税全体では前年度比 3.6 パーセントの減少となり、平成 29 年度は 3 年ぶりに普通交付税の「交付団体」へ移行する結果となっており、厳しい財政状況が続いている。

このような社会経済情勢、羽村市の財政状況の中、市長は行政の最高責任者として、ひとが輝き安心と活力あるまちづくりの実現に向けて、昼夜、休日問わず重大な責務を果たしている。

また、副市長については、市長を補佐し行政実務を統括する重要な職責を、

また、教育長については、平成 27 年 4 月の教育委員会制度改革により、教育委員会の代表者として会務を総理する重責をそれぞれ担い、安定した行政運営に努めている。

これらの職責や実績等を勘案すると、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げることが検討すべきとの意見があった。

一方で、本市の行政規模等を勘案すると、現行の給料の額は適当な水準であるとの意見、社会経済情勢は明るい兆しが見えているものの、本市においては普通交付税の交付団体になるなど、市の財政状況は厳しい状況にあり、市民感情等を考慮すると現行の給料の額を据え置くことが適当であるといった意見もあった。

また、今後の市税収入の見通しについても厳しい状況が予想されるのであれば、給料の額の引き下げについても検討すべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、市長、副市長及び教育長の現行の給料月額については据え置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

②議員の報酬の額について

地方分権時代にあつて、地方自治体には自主・自立した行政運営が求められており、市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任は、ますます重要になっている。こうした時代変化に的確に対応するため、本市議会は、平成 16 年以降、6 次にわたり議会改革推進委員会を設置し、議員定数の削減をはじめ、政務活動費の透明性の確保、インターネット及びCATVを活用した議会中継の実施、議会報の充実など、様々な議会改革の推進に努めている。

そうした中、本市議会議員の報酬の額を都内 26 市の議員の報酬の額と比較すると、議長の報酬の額は 23 位、副議長は 26 位（最下位）、常任委員長は 24 位、議員については 25 位となっており、市長、副市長及び教育長のそれぞれ都内 26 市における順位と比較し低い状況にある。

市民要望が多様化する中、市政に関しより広範な専門的知識及び高度な識見を持つ有為な人材を羽村市議会が確保するためには報酬の額を一定程度引き上げる必要があるとの意見、また、全国的な傾向としても専門議員が増加しており、報酬とはいえ議員の生活給となっている点を考慮すると、議員報酬の額の引き上げを行なうべきとの意見があった。

一方で、平成 7 年から報酬の額を据え置いているものの、持続的に物価が下落していくデフレ局面において報酬の額を据え置いてきたことは、実質的には増額していたことと同様であり、現在の市の財政状況を鑑みた場合、報酬の額を引き上げることは難しいといった意見、また、報酬の額を引き上げるとした場合においても、財政的な負担を考慮し段階的に引き上げていくこ

となどを検討する必要があるとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、市長の給料を 100 とした場合の議員報酬の額の比率に着目し、都内 26 市の同様の数値を参考に議員の報酬の額を一定程度引き上げることが適当であるとの意見集約に至った。

(2) 期末手当の支給月数について

特別職の期末手当の支給月数は、一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）の支給月数に準じて改定している。

職員の特別給については、その時々々の社会経済情勢を的確に捉えた東京都人事委員会勧告を勘案し改定しているため、特別職の期末手当の支給月数を職員の特別給と同様の支給月数に改定することは、当審議会に諮らずとも合理性、納得性があるとの意見集約に至った。

(3) 政務活動費の額について

新聞報道等によると、全国の自治体の中では、政務活動費の不適切な支出が相次いで発覚するなど、制度の透明性を確保する仕組みづくりが求められている。しかし、羽村市議会においては、政務活動費の報告書に領収書の添付を義務付け、公式サイトにおいて公表するなど透明性が確保されている。

羽村市の政務活動費の額を、都内 26 市における政務活動費の額と比較した場合、20 位に位置しており、本市の行政規模等を考慮すると適当な水準であり現行の額を据え置くべきであるとの意見、また、平成 28 年度における執行状況は各会派によりばらつきはあるものの、議会全体としての執行率は 75% 程度であり、増額する必要性は見当たらず、据え置きとするとの意見があった。

また、政務活動費は、政党助成金とは異なるものの幅広い経費に充当することが可能であることから、交付しないことが適当であるとの意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、現行の額を据え置きとすることが適当であるとの意見集約に至った。

3 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問された事項について次のとおりの結論に至った。

(1) 特別職の報酬及び給料の額について

① 市長、副市長及び教育長の給料の額について

現行の額を据え置くこと。

② 議員報酬の額について

議会の議員の議員報酬の額について、次のとおりとすること。

ア. 議 長	現行の 520,000 円を 540,000 円に改定 (3.85%)
イ. 副議長	現行の 450,000 円を 480,000 円に改定 (6.67%)
ウ. 常任委員長等	現行の 440,000 円を 470,000 円に改定 (6.82%)
エ. 議 員	現行の 430,000 円を 460,000 円に改定 (6.98%)

【改定の時期】

平成 30 年 4 月 1 日

(2) 期末手当の支給月数について

一般職職員の特別給の支給月数に準じて改定することが適当である。

(3) 政務活動費の額について

現行の額を据え置くこと。

4 付帯意見

平成 25 年度に開催された審議会の答申において、特別職の報酬及び給料の額を決定するため、市の財政状況や人口などを指数化し一定の判断基準を作成することについて議論がされたところであるが、今審議会ではその作成には至らなかったため、今後も引き続き検討していくことが必要であると考える。

審議に使用した主な資料

【特別職報酬（給料）の状況】

- ①羽村市特別職の報酬等の改定状況
- ②26市特別職報酬等一覧表（市長～議員）
- ③西多摩地区の特別職報酬（給料）月額
- ④26市特別職報酬等比較（対市長給料月額）
- ⑤議員報酬の改定案
- ⑥26市特別職報酬等一覧表（議長～議員）改定案
- ⑦26市特別職報酬等比較（対市長給料月額）改定案

【市の財政状況】

- ①26市の人口・財政状況（人口・決算額等）
- ②26市の人口・財政状況（市債残高・積立金残高）
- ③平成27年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）
- ④特別職人件費の歳出に対する比率

【職員人件費の状況】

- ①羽村市職員の給与等の推移
- ②人事院勧告（国）の推移
- ③東京都人事委員会勧告の推移
- ④東京都最低賃金の推移
- ⑤消費者物価指数

【政務活動費の状況】

- ①26市の議員数・政務活動費額
- ②西多摩の議員数・政務活動費額
- ③平成28年度会派別政務調査費交付状況

【その他】

- ①近年報酬の額を見直した都内他市の答申